

令和8年度資材単価調査業務委託特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、発注者を甲とし、受託者を乙とし、「令和8年度資材単価調査業務委託（以下、本業務という。）」に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行に当たっては、契約書、本業務仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案)」(令和3年3月京都府)（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第3条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる資材単価を決定するための基礎資料とすることを目的とする。

第4条 業務の内容

資材単価調査

(1) 調査区分

調査区分については、下表を適用する。

資材単価調査区分表（1調査1～10規格まで）

A	図面等が必要なく広く市中に流通している資材であり、「物価資料」掲載品目に準ずる標準品
B	図面等は必要ないが当該地区での実地調査が不可欠で、単純な聴取り調査では速やかに調査結果が得られない資材
C	図面等が不可欠な資材であり、類似品の市場情報を必要とし単純な聴取り調査では速やかに結果が得られない資材
D	図面等が不可欠な資材であり、特別な資材等

調査区分については、調査依頼時毎に甲乙協議により決定する。

調査対象資材、納入地区は、調査依頼毎に指定する。

(2) 調査時期

調査依頼毎に甲より指示するものとする。

調査依頼は随時行うものとする。

(3) 調査対象業務

本対象業務については、次のとおり予定するが、区分及び数量の増減は設計

変更の対象とする。

A区分	10項目
B区分	10項目
C区分	100項目
D区分	1項目

(4) 調査条件

調査依頼毎に別途指示する条件によるものとする。

(5) 成果の構成

調査依頼物件毎、資材毎、規格毎にとりまとめるものとする。

なお、報告様式については、別添のとおりとする。

(6) 採用単価の公表

採用単価については、工事の入札公告時に原則公表（会社名は非公表）する。

(7) その他

調査品目の詳細については、甲と十分協議して実施するものとする。また、甲の指示により資料の提出を求められた場合には、可能な限り協力しなければならない。

第5条 業務計画書の提出

乙は、本業務の実施にあたり業務概要等について、共通仕様書に定める業務計画書を契約締結後15日以内に作成し、甲に提出しなければならない。

第6条 業務上の疑義

乙は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けなければならない。

第7条 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、甲の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第8条 調査員

- 1 乙は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、甲に通知するものとする。また、乙は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、甲に通知しなければならない。

主任調査員は近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に所在する受託者事業所に常勤している者とする。

2 甲が調査員を不相当と認めた場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

第9条 打合せ・協議

下記の時期において実施するものとし、原則2回とするが、必要に応じ適宜実施するものとする。なお、下記1記載の打ち合わせ時には管理技術者が出席するものとする。

1 業務着手時、業務完了時。

第10条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査報告書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
(業務計画書、調査報告書等)		
同電子データ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部

第11条 成果品の提出先

成果品の提出先は、京都府流域下水道事務所とする。

第12条 成果品の提出時期

本業務成果品の提出時期は、次のとおりとする。

資材単価調査	調査依頼日から原則1箇月
--------	--------------

第13条 資材価格決定プロセスの確認

業務履行期間中に、必要に応じ発注者による資材価格等決定プロセスの確認を1回以上実施するものとする。

なお、確認を行う資材は別途通知するものとする。

また、受託者はプロセス確認を受けるに当たり下記資料を提示するものとする。

1 価格決定説明書

- ・ 調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
- ・ 価格調査を行ったメーカー等の価格調査個表（資材品目、規格、価格等）
- ・ 調査価格の信頼性判定
- ・ 最終価格の決定

2 受託者内部の検証・審査状況

- ・内部の審査結果
- ・内部の審査資料

第14条 外部有識者による審査

受託者は資材価格及び工事費調査の妥当性・透明性を高め信頼性を向上させるために、ISO認証機関による定期的な審査とは別に受託者に所属する者以外の外部有識者による調査手法・調査プロセスの定期的な監視を受け評価を得ているものとする。なお、外部有識者による審査の議事概要について、成果品提出時に参考資料として提出するものとする。

第15条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月25日までとする。

令和〇年〇月〇日

特別単価調査依頼書

次の資材について、下記条件により、調査を依頼します。

調査依頼資材

整理番号	材料名	規格・寸法	品質・材質	単位	使用予定数量	指定する会社の有無	指定会社名	参考見積りの有無

※単位を1式とした場合は、何が含まれるのかを明確に判るよう記載してください。（別紙でも結構です。）

※添付資料として、事前に徴収した参考見積を提出してください。見積提出業者名及び金額がわかるようにして電子データで提出してください。

記

調査条件等

資材区分		B、Cを記載してください。
事業名	〇〇事業	路河川名含む。 (橋梁名等あれば括弧書きで記載してください。)
工事種別	〇〇工事	
納入場所	〇〇地内	
積算体系		一般土木 or 電気通信 or 機械
材料受渡場所	現場渡し ・ 工場渡し	現場渡し・工場渡し(通常は、現場渡し) 機器単体費の場合は別途ご指示願います。
納入予定時期(年月)	令和〇年〇月	
調査報告希望日(年月日)	令和〇年〇月	※調査結果が得られ次第報告願います。

担当者等

公所名(土木事務所名等)		
担当課係名		
担当者(姓+職名)		
担当者E-mail		
電話番号		
FAX番号		
備考		
受付番号		公所からの依頼時は空欄としてください。

※資材区分について

- A 図面等が必要なく、広く市中に流通している資材であり、「物価資料」掲載品目に準ずる標準品
- B 図面等は必要ないが、当該地区での実地調査が不可欠で、単純な聴取り調査では速やかに調査結果が得られない資材
- C 図面等が不可欠であり、類似品の市場情報を必要とし、単純な聴取り調査では速やかに結果が得られない資材
- D 図面等が不可欠であり、特別な資材等

※資材区分がC以上のものについては、必ず図面、仕様書、数量総括表等を添付してください。

なお、添付資料は、原則、電子データとしてください。特に、図面は極力PDF形式としてください。

※鋼製床版については、別添1「鋼製床版説明書」を添付してください。

※PC桁については、別添2「PC桁数量総括表」を添付してください。

